

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

「（１）農業経営体向け」または「（２）畜産経営体向け」のいずれかのシートを、チェック漏れがないよう入力し、提出してください。なお、耕種・畜産の複合経営の場合、経営の中で主たる作目（売上等で判断）を基に、いずれかのチェックシート提出してください。

※ 複数名応募している場合は１部のみ提出。

【環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは？】

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合に、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」に基づいた最低限の内容を実施いただくものです。その取組内容は、日頃の事業活動における最低限行うべき取組として、より多くの農林漁業者等の皆様が意識すれば取り組めるもので構成されています。

【環境負荷低減のクロスコンプライアンスを実施する意義とは？】

クロスコンプライアンスを導入し、農林水産・食品関連事業者等に最低限の取組の実践を求めることで、

- 1 農林水産・食品関連事業者等の環境負荷低減の意識向上と取組の底上げを業界全体で図るとともに、
- 2 生産現場等における環境負荷低減の取組が見える化し、消費者に現場の努力を伝えることで、我が国の農林水産・食品関連事業に対する国民的な理解を得る

ことにつながり、国内の消費者や国際的な場においても、我が国の農林水産物や食料加工品などが持続的なものであることを発信することにつながります。

【Q&A】

Q チェックシートを記入するにあたり、各項目についての取組例を知りたい

A 項目について不明な点がある場合は、下記の解説書をご参照ください。

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例が紹介されています。

判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか１つ以上実践していればチェックしてください。

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・農業経営体編）

https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheet_leaflet_course01.pdf?d=20240528162324

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・畜産経営体編）

https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheet_leaflet_course02.pdf?d=20240528162324

Q 申請時点でチェックシートが１項目でもチェックされていない場合はどうなる？

A チェックシートに位置付けられる取組は、環境負荷低減のために最低限行っていただくべき取組であり、そもそも該当しない取組を除き、現場において、意識すれば取り組める内容とされています。そのため、チェックシートの取組内容へのチェックが１つでも欠けている場合は、書類の不備などの事由から申請ができないことになりますので、ご注意ください。

Q 申請時にチェックした内容について、事業開始後に実施状況の確認は求められる？

A 令和６年度は、事業申請時のチェックシートの提出等に限定して試行実施を行うこととしており、事後確認は不要とされています。一方で、令和７年度以降は事業実施後の報告や、事後確認を順次開始していくこととしています。ご協力をお願いいたします。

【環境関連法令の遵守】

チェックシート中の「関連法令の遵守」については、以下の環境関連法令を遵守していただきますようお願いいたします。

環境負担低減に向けた取組	該当する環境関連法令
適正な施肥	・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号） ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号） ・土壌汚染対策法（平成14年法律第 53号） 等
適正な防除	・農薬取締法（昭和23年法律第82号） ・植物防疫法（昭和25年法律第151号） 等
エネルギーの節減	・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第 49号） 等
悪臭及び害虫の発生防止	・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号） ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号） 等
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号） ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号） ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第112号） ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第60号） 等
生物多様性への悪影響の防止	・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第 97号） ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号） ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号） 等
環境関係法令の遵守等	・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第37号） ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） ・環境影響評価法（平成 9年法律第 81号） ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号） ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第 56号） ・土地改良法（昭和24年法律第195号） 等

(1) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）

農業法人等名： _____ 代表者氏名： _____
住 所： _____ 連 絡 先： _____

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→☐

項目でご不明な点がある場合は、農林水産省の解説書をご参照ください。

（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・農業経営体編）

https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheets/leaflet_course01.pdf?d=20240528162324

	申請時 (します)	(1)適正な施肥
①	☐	肥料の適正な保管
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	申請時 (します)	(2)適正な防除
⑤	☐	農薬の適正な使用・保管
⑥	☐	農薬の使用状況等の記録・保存
⑦	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
⑧	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
⑨	☐	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)
⑮	☐	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)
	申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑰	☐	関係法令の遵守
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

(2) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート (畜産経営体向け)

農業法人等名： _____ 代表者氏名： _____

住 所： _____ 連 絡 先： _____

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→☐

項目でご不明な点がある場合は、農林水産省の解説書をご参照ください。

(環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・畜産経営体編)

https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheet_leaflet_course02.pdf?d=20240528162324

※の記載内容に「該当しない」場合には☐にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。

	申請時 (します)	(1)適正な施肥
①	☐	肥料の適正な保管 ※飼料生産を行う場合(該当しない ☐)
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める ※飼料生産を行う場合(該当しない ☐)
	申請時 (します)	(2)適正な防除
③	☐	農薬の適正な使用・保管 ※飼料生産を行う場合(該当しない ☐)
④	☐	農薬の使用状況等の記録・保存 ※飼料生産を行う場合(該当しない ☐)
⑤	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 ※飼料生産を行う場合(該当しない ☐)
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減
⑥	☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
⑧	☐	家畜排せつ物の管理基準の遵守 ※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない ☐)
	申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑨	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※特定事業場である場合(該当しない ☐)
	申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	GAP・HACCP について可能な取組から実践
⑭	☐	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
⑮	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める
⑰	☐	家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守 ※和牛生産を行っている場合(該当しない ☐)